

世界 World

初のFTA発効後15年

ジェトロ海外調査部国際経済課 山崎 伊都子

日本が初の自由貿易協定（FTA）を発効させてから15年。FTAを使った主な輸入品からは、日常生活にも協定が関わっていることが分かる。輸出面でも、中小企業による積極的な利用事例が出ている。FTA利用の利点を輸出入両面から探る。

日常生活にも生きるFTA

日本にとって初のFTAである、日本・シンガポールFTAが2002年に発効してから15年が経過しようとしている。日本のFTA締結相手はいまや17に上る。ただ、日本は当初からFTA締結に積極的だったわけではない。1990年代以降、世界的にFTAが増加する中、2000年代に入るまで日本は協定を結ばなかった。従来、GATT・WTOの下での多国間主義を通商政策の中心に据えていたためだ。しかし、産業界からの要望などを受け、日本はFTAに対する戦略を転換。99年の通商白書では、多国間主義とともにFTAを推進する重層的・多層的な通商政策に言及した。その後04年に発表した「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」の下、日本は協定締結に前向きな姿勢を示してきた。

FTA積極化戦略にかじを切ってから15年以上を経た今日、ビジネスや生活にどのような影響があったか、輸出入の両面から見てみる。輸入面では、企業にとっては調達コスト削減、消費者にとっては購買力向上や

選択肢拡大につながった。ジェトロの「2014年度海外ビジネス調査」（母数2,995社）によれば、日本企業のFTA交渉への期待として「相手国の関税撤廃による輸出競争力強化」（47.3%）に次いで多かった回答が、「日本側の撤廃による調達コスト削減」（31.2%）であった。

財務省統計に基づくFTA利用率（FTAを利用した輸入額／輸入総額）は、統計上さかのぼれる12年時点の14.2%から、16年には18.5%へと上昇した。輸入総額のうち、既に7割以上が無関税と推計される中、18.5%という利用率は高水準と見なし得る。特にベトナム（16年の利用率は35.7%）、タイ（28.9%）、インド（28.0%）などとの協定は、年々利用率が拡大している。

FTAの利用が最も多い品目は、利用総額の11.3%を占める「プラスチック・同製品」である。工業品ではそのほか、「有機化学品」「動植物性油脂」「紡績用繊維」「各種化学工業生産品」など、製品の原料となる品目が並ぶ。こうした利用品目の顔ぶれからは、素材調達コストを抑制しようとの企業の意思が表れている。

農林水産物や衣類など、身近な物にもFTAはよく使われている（表1）。これらは消費者へのメリットを反映したものとさえそう。例を一つ挙げれば、メキシコ産アボカド。メキシコとのFTA発効以降、輸入量が2.6倍になった品目である。輸入量第2位の米国産には関税が3%課されるが、メキシコ産は無税で輸入できる。16年6月に発効したばかりのモンゴルとのFTAも、利用率は49.2%と突出して高い。うち4割以上が羊毛製やカシミア製の衣類に利用されている。

輸出競争力強化にも

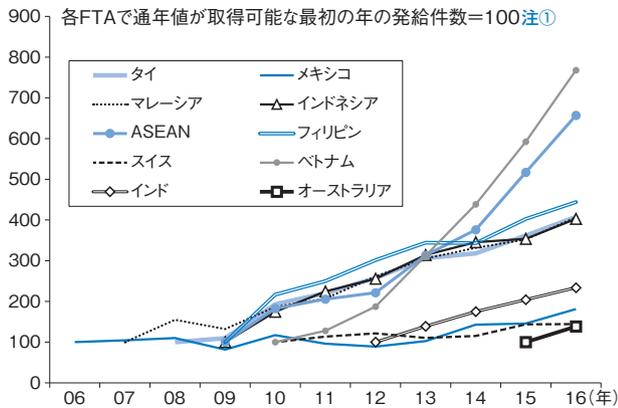
輸出でのFTA利用はどうか。輸出者や生産者がFTAを使用する際に作成する特定原産地証明書の発給件数は、16年には5年前と比べて倍増した。最近では、

表1 FTA利用額上位輸入品目（2016年）

| 相手国 | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|---------|--------------|-----------|-------------|
| タイ | 処理済みの鶏肉 | 鶏肉、くず肉 | エチレン製の袋 |
| ベトナム | エビ | スポーツシューズ | 旅行用バッグ |
| インドネシア | エビ | スポーツシューズ | エチレン製の袋 |
| フィリピン | バナナ | 木製建具 | 有機化合物 |
| マレーシア | パーム油 | 熱帯産合板（大） | 熱帯産合板（小） |
| インド | エビ | フェロシリコマンガ | 非縮合ピリジン環化合物 |
| オーストラリア | 牛肩肉、牛モモ肉 | 冷凍牛肉 | 甘しゅ糖 |
| モンゴル | 羊毛製ショール、スカーフ | カシミア製上着 | アルミニウム製品 |
| スイス | 飲料 | 貴金属装飾品 | プラチナ装飾品 |
| メキシコ | 豚肉 | アボカド | 自動車シート部品 |
| ペルー | 加工済みイカ | 冷凍果実 | 冷凍野菜 |
| チリ | 銀ざけ | マス | ぶどう酒 |

注：ベトナムとマレーシアは上位3品目とも二国間でなく日本・ASEAN・FTAを利用
 資料：財務省貿易統計を基に作成

図 特定原産地証明書の発給件数の伸び



注：① FTA が年の途中で発効する場合、例えば05年4月に発効したメキシコについては、翌06年の発給件数を100とした。②オーストラリアは15年1月に発効したため、15年を100とした。③日本商工会議所による発給件数に限る。認定輸出者や自己証明による発給は含まない。④件数の多い10個の協定のみ表示
資料：経済産業省資料を基に作成

とりわけ対ベトナムや対 ASEAN の FTA での伸びが顕著である (図)。ASEAN 個別国との二国間の FTA より、後に発効した対 ASEAN・FTA の方が関税撤廃の水準が高い品目もあるため、後者の利用が進んだと考えられる。

外務省によれば、比較的早期に発効した FTA では、メキシコへの自動車や飲料、マレーシアへの板ガラス、タイへの鉄鋼製品などで、FTA の効果とみられる日本の輸出増が観測された。最近発効した FTA でも、表 2 で示した品目などで相手国の輸入に占める日本製品のシェアが拡大したことが分かった。インドの鉄・非合金鋼の半製品や不織布、オーストラリアのエアバッグなど、複数の品目で日本製品に対する関税が引き下げられた結果、FTA を締結していない国からの輸入が日本製品によって代替されるケースがある。

利用上の課題は

東京都の中堅プラスチック製品メーカー A 社は、メキシコとの協定利用をきっかけに、現在はタイやマレーシア向けの社内取引でも FTA を活用している。タイ向けでは、二国間 FTA と対 ASEAN・FTA のうち、税率が低い方を採用するよう工夫しているという。輸出先は販売子会社であるため、子会社での関税支払いが抑えられればグループ全体でのコスト減につながる。

都内の中小食品メーカー B 社も、タイやベトナムなどアジア向け輸出で FTA を利用中だ。輸出先は現地の顧客である。FTA を使うメリットは、自社の信頼性向上にあるという。仕入価格を抑えたい顧客から

表2 FTA 相手国から見た日本からの輸入増加品目

(単位：%)

| 相手国 (発効時期) | 品目名 | 輸入額の 平均伸び率 | 関税率 | | 相手国の輸入に占める 日本製品のシェア 発効前年 → 16年 |
|--------------------|--------------|---------------|------|-----|--------------------------------------|
| | | | 一般税率 | 対日本 | |
| スイス (09年9月) | 工業用以外のダイヤモンド | 150.2 | 従量税 | 無税 | 0.0 → 3.0 |
| | 筆記用・製図用インキ | 25.5 | 従量税 | 無税 | 8.1 → 21.1 |
| | 対物レンズ | 15.5 | 従量税 | 無税 | 17.4 → 41.0 |
| ベトナム (09年10月) | 飲食品調理用機器 | 227.1 | 15.0 | 4.0 | 0.3 → 30.5 |
| | 浸染済み綿織物 | 181.5 | 12.0 | 0.0 | 0.1 → 33.4 |
| | 金属圧延機 | 113.2 | 2.0 | 0.0 | 0.4 → 15.3 |
| インド (11年8月) | 鉄・非合金鋼の半製品 | 301.2 | 10.0 | 3.6 | 0.1 → 83.6 |
| | 不織布 | 187.0 | 10.0 | 無税 | 0.6 → 40.7 |
| | 陰極銅と切断片 | 134.2 | 5.0 | 1.8 | 0.5 → 18.0 |
| オーストラリア (15年1月) | 紙、板紙 | 737.0 | 5.0 | 無税 | 1.1 → 24.9 |
| | エアバッグと同部品 | 611.2 | 5.0 | 無税 | 1.9 → 52.7 |
| | 荷扱い用・積みみ用機器 | 97.8 | 5.0 | 無税 | 0.7 → 3.8 |

注：①協定発効前年から2016年まで (ベトナムのみ15年) の間に日本からの輸入が大きく伸びた品目のうち輸入実績が1,000万ドル以上あり、かつ関税引き下げ・撤廃の対象となった品目を、金額の多い順に表示した。②必ずしも FTA のみが日本からの輸入増の原因とは限らない
資料：各国貿易統計および World Tariff を基に作成

FTA 利用を要求された際、これに対応できるかどうか、先方が取引先を決定する一因ともなる。

FTA 利用上の課題として A 社と B 社がともに第 1 に挙げたのが、関税分類特定の難しさである。輸出先税関で想定とは異なるコードに分類され、協定税率が適用されないケースもある。B 社が挙げた第 2 の問題は、FTA 別の書類整備の手間である。同じ製品を輸出する場合でも、原産地規則の違う個別協定ごとに書類を準備する必要があるからだ。第 3 に、B 社は証明書発給手続きの柔軟化を訴えた。第三者証明の場合、商工会議所への発給申請が必要だが、港の変更のような軽微な修正でも書類の再発給が必要だ。B 社担当者は「修正手続きの簡易化が望ましい」と述べた。

日本が締結した 15 の FTA は、企業や消費者に一定の恩恵をもたらしてきた。上述のとおり、輸出面でのメリットは、社内取引のコスト縮小、販売価格抑制による輸出競争力強化、企業の対外的な信頼性向上など。課題もさまざまあるが、特に中小企業の場合、事例で見たように、①関税分類の特定、②協定ごとの書類対応、③証明書発給手続きの改善、などが挙げられる。うち①は、WTO の貿易円滑化協定を契機とした事前教示制度 (関税分類などにつき事前に税関の見解を確認できる制度) の徹底により、予見可能性が高まることが期待される。②と③については、WTO による世界全体での関税撤廃が究極的な解決策となるが、当面は日本が現在交渉を進めている多国間 FTA が鍵となるだろう。②は多国間 FTA 域内で原産地規則を統一すること、③は自己証明制度 (第三者機関を介さず企業自らが証明書を発給する制度) の適用拡大が、それぞれ問題解消へのステップになると考えられる。 JA